

建物の手続き、ご存じですか？

【手続きについて】

建物を建てる際の手続きの1つに建築基準法（以下、法）に基づく手続きがあります。法では原則、次の3つの手続きが必要となります。

手続きを取ることなく、建築された場合には、罰則などの規定が適用される場合もありますのでご注意ください。

※建築する場所や建物の規模・構造によっては、手続不要となりますので、詳しくは建築士または市役所建築指導課へお尋ねください。

建築確認

原則、着工前には「確認申請」の手続きが必要となります。審査の結果、適法と確認された場合には「確認済証」が交付されます。

中間検査

一定の用途、構造・規模の建物は、配筋完了時などの特定のタイミングで「中間検査申請」が必要となります。

検査の結果、支障なければ「中間検査合格証」が交付されます。

完了検査

工事が完了したら、「完了検査申請」が必要です。検査の結果、支障なければ「検査済証」が交付されます。

【流れについて】

建築計画の作成

建築確認申請

建築
確認

確認済証

建築工事着手

中間検査
申請

中間
検査

中間検査
合格証

工事

工事完了

完了検査申請

完了
検査

検査済証

使用開始

「**確認済証**」の交付が無いと**着工できません**。

中間検査が必要な建物は、「**中間検査合格証**」の交付が無いと**次の工事には進めません**。

「**検査済証**」の交付が無いと建物の使用ができない場合があります。